

県南広域振興局長告示第143号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年11月10日

県南広域振興局長 細川倫史

放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0351500202	ひだまり胆沢	奥州市胆沢区南都田字加賀谷地 270番地	社会福祉法人岩手ひだまり会	平成29年11月1日